大阪府条例第　　　号

　　　職員の特殊勤務手当に関する条例及び大阪府警察職員の特殊勤務手

当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第一条　職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－４

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （災害応急作業等手当）第六条　（略）　一―四　（略）　五　異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域において災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する業務に従事したとき。２　（略）　一―四　（略）　五　前項第五号に規定する業務　千八十円３　第一項第五号に規定する業務が深夜において行われた場合における手当の額は、前項第五号の規定にかかわらず、同号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。（併給禁止）第二十一条　（略）２―４　（略）５　第六条第一項第四号イ又はロに掲げる業務に従事した場合の災害応急作業等手当の支給は、第三項の規定にかかわらず、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する業務に従事した場合の災害応急作業等手当の支給と併せて行うことを妨げない。（手当額の特例）第二十三条　特定大規模災害に対処するため、第六条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項第一号から第三号まで及び第五号並びに同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、当該業務の区分に応じ同条第二項第一号から第三号まで及び第五号に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。 | （災害応急作業等手当）第六条　（略）　一―四　（略）　２　（略）　一―四　（略）　（併給禁止）第二十一条　（略）２―４　（略）５　第六条第一項第四号イ又はロに掲げる業務に従事した場合の災害応急作業等手当の支給は、第三項の規定にかかわらず、同条第一項第一号から第三号までに規定する業務に従事した場合の災害応急作業等手当の支給と併せて行うことを妨げない。（手当額の特例）第二十三条　特定大規模災害に対処するため、第六条第一項第一号から第三号までに規定する業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項第一号から第三号までの規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、当該業務の区分に応じ同項第一号から第三号までに定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。 |
|  |  |

（大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第二条　大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－５

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （特別救助等手当）第八条　（略）２　（略）　　一　（略）　二　前項第二号に規定する業務　従事した日一日につき八百四十円（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る業務に従事した場合にあっては、千八十円）　三・四　（略）３　第一項第二号に規定する業務に従事した場合で、引き続き二日以上当該業務に従事し、又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定による指示がされた地域若しくは同法第六十三条第一項の規定により設定された警戒区域その他これらに準ずる区域として人事委員会規則で定める区域内において当該業務に従事したときの特別救助等手当の額は、当該業務に従事した日一日につき、前項第二号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。この場合において、次項の規定は、適用しない。４　第一項第二号に規定する業務が日没時から日出時までの間に行われた場合の手当の額は、第二項第二号の規定にかかわらず、同号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。５　（略）６　著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（以下「特定大規模災害」という。）に対処するため、第一項第二号に規定する業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の特別救助等手当の額は、第二項第二号、第三項及び第四項の規定にかかわらず、第二項第二号又は第四項に定める額に、第二項第二号に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。（災害応急作業手当）第十一条　（略）２　災害応急作業手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る業務に従事した場合にあっては、千八十円）とする。　一・二　（略）３　（略）４　第一項に規定する業務が日没時から日出時までの間に行われた場合の手当の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。５　特定大規模災害に対処するため、第一項に規定する業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害応急作業手当の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの項に定める額に、第二項に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。 | （特別救助等手当）第八条　（略）２　（略）　　一　（略）　二　前項第二号に規定する業務　従事した日一日につき八百四十円　三・四　（略）３　第一項第二号に規定する業務に従事した場合で、引き続き二日以上当該業務に従事し、又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定による指示がされた地域若しくは同法第六十三条第一項の規定により設定された警戒区域その他これらに準ずる区域として人事委員会規則で定める区域内において当該業務に従事したときの特別救助等手当の額は、当該業務に従事した日一日につき、前項第二号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。４　（略）（災害応急作業手当）第十一条　（略）２　災害応急作業手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。　一・二　（略）３　（略） |
|  |  |

　　　附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例及び第二条の規定による改正後の大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和六年一月一日から適用する。

（内払）

３　第二条の規定による改正後の大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて令和六年一月一日以後の分として支給された特別救助等手当又は災害応急作業手当は、新条例の規定による特別救助等手当又は災害応急作業手当の内払とみなす。

１－６